### 令和元年度 ごみ処理券外装袋(角A4封筒)広告募集要項

この要項は、南河内環境事業組合構成市町村のごみ処理券外装袋(角A4封筒)(以下「封筒」という。)に掲載する広告主を募集するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### 1. 募集の内容

• 広告媒体

ごみ処理券外装袋(角A4封筒)

・角A4封筒仕様 裏面サイド貼り、再生紙(クラフト紙)、色は原色

・封筒の送付対象 南河内環境事業組合構成市町村住民等

・広告の規格

大きさ:縦9.0cm×横9.0cm

• 印刷色

2色(赤・緑)

※データにて、2色の割付を指定すること。 指定がない場合は、緑1色の印刷となります。

・広告の枠数・場所

4枠・封筒の裏面(参考:別添掲載位置図)

広告の有効期間

令和2年度ごみ処理券配付用として使用する期間等

• 作成枚数

154,000枚程度(世帯数により変動する場合があります。)

- ・最低申込金額(消費税及び地方消費税を含む。) 1 枠につき60,00円

掲載イメージ(封筒裏面)別添掲載位置図参照

備考

- 1 封筒はクラフト紙無地で印刷は指定色2色です。
- 2 広告掲載枠の左上に縦 6mm×横 8mm 程度の枠内に「広告」と標記すること。

# 2. 掲載できる広告について

・広告の掲載基準については、「南河内環境事業組合広告事業実施要綱」(以下「要綱」 という。)及び「ごみ処理券外装袋(角A4封筒)広告掲載に関する取扱要領」(以下 「要領」という。)の規定に適合することが前提条件となります。

応募に際しては、あらかじめ下記「要綱」、「要領」及びこの「募集要項」の内容を ご確認ください。

○ごみ処理券外装袋(角A4封筒)広告掲載に関する取扱要領

- ○南河内環境事業組合広告事業実施要綱
- ・広告内容については、南河内環境事業組合及び南河内環境事業組合構成市町村の施策 の推進を阻害しないものとしてください。

#### 3. その他の留意事項

・広告掲載料には制作費(版下・デザイン)は含んでおりません。広告掲載決定後、完全データにて入稿してください。

(データ形式: Illustrator 等)

- ・データの提出期限は、令和元年10月31日(木)とします。
- ・提出期限までに校正は各々2回程度を想定しています。また、校正作業は本組合の指 定業者と直接行っていただきます。
- ・広告欄下に、「この広告は、(南河内環境事業組合構成市町村名)と直接関係ありません。また、広告主である事業者及びその内容を(南河内環境事業組合構成市町村名)が推奨等をするものではありません。広告内容に関するご質問は、広告主に直接お問い合わせください。」の文章が入ります。

### 4. 募集期間・応募方法

令和元年9月2日(月)から令和元年9月27日(金)まで

直接書類を持参し提出する場合

令和元年9月27日の午後5時30分まで

(土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時30分まで)

郵送による提出の場合

一般書留郵便、簡易書留郵便又は宅配便とし、令和元年9月25日消印まで有効。

# 5. 要領等配布及び問い合わせ先

 〔期間〕令和元年8月9日(金)から令和元年9月27日(金)までの 土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時30分まで
〔配布場所等〕南河内環境事業組合総務企画課 電話 0721-33-6584(代)なお、この期間、組合ホームページよりダウンロードも可能 (http://www.minamikawachi-kankyo.or.jp/)

#### 6. 提出書類

ごみ処理券外装袋 (角A4封筒) 広告掲載に関する取扱要領に定めるごみ処理券外装袋 (角A4封筒) 広告掲載申込書【様式第1号(第4条関係)】、別紙及び掲載を希望する広告案

#### 7. 採用者への通知等

採用者・不採用者には令和元年10月4日(金)までに通知します。

※広告主の決定は、広告掲載の基準を満たした申込者の中から、申込価格が最も高い者 から順に広告主を決定します。

#### 8. 応募先・問い合わせ先

〒584-0054 大阪府富田林市大字甘南備2345番地

南河内環境事業組合 総務企画課 宛

電話 0721-33-6584 (代)

FAX 0.721 - 3.4 - 7.980

別添:掲載位置図

ごみ処理券外装袋(角A4封筒)裏面

広告

広告掲載枠 縦 9cm×横 9cm 広告

広告掲載枠 縦 9cm×横 9cm

広告

広告掲載枠 縦 9cm×横 9cm 広告

広告掲載枠 縦 9cm×横 9cm

◎上記の広告は、○○市(町・村)と直接関係ありません。また、広告主である事業、事業者及びその内容を○○市(町・村)が推奨をするものではありません。広告内容に関する質問は、広告主に直接お問い合わせください。